

第 17 回 柏市 農業委員会 総会 議事録

1 令和 7 年 1 2 月 8 日 (月) 柏市 農業委員会 総会 を 柏市 農業委員会 会長 染谷 茂 が 招集 した。

2 場所 市役所 分室 3 第 4 会議室 午後 2 時 0 0 分

3 出席 した 委員 は 次 の と お り で あ る。

< 農業 委員 >

1 番	岡 田 英 夫	2 番	染 谷 織 恵
5 番	坂 卷 洋 行	6 番	豊 田 佐 智 子
7 番	伊 藤 透	8 番	大 宮 茂 男
9 番	成 嶋 君 美	10 番	染 谷 茂
11 番	橋 本 英 介	12 番	谷 田 貝 和 代
13 番	村 越 等	14 番	山 崎 明 久
15 番	日 暮 悟	16 番	遠 藤 秀 生

16 名 中 14 名 出席

< 農地 利用 最適 化 推進 委員 >

17 番	寺 島 和 彦	18 番	関 根 勝 敏
19 番	林 敏 夫	20 番	清 水 良 晃
21 番	鹿 倉 健 次	22 番	友 野 博 之
23 番	木 村 美 智 子	24 番	富 澤 智 彦
25 番	坂 卷 儀 治	26 番	砂 川 晴 彦
27 番	中 村 衛	28 番	嶋 田 等
29 番	江 口 武	30 番	鈴 木 幸 夫
31 番	大 塚 信 幸		

15 名 中 15 名 出席

4 欠席 した 委員 は 次 の と お り で あ る。

3 番 平 川 徹 4 番 深 山 敬 子

5 出席 した 事務局 職員 は 次 の と お り で あ る。

統括 リーダー 兼 岡 洋 和

副主幹 上 野 輝 子
主 事 茨 木 健 亮

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案への意見について（その1～その5）

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

7 報告事項

（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

（3）利用権の中途解約に係る通知の確認について

（4）生産緑地地区の買い取りの申出による農業従事者への斡旋について

（午後2時00分開議）

議長 ただいまより第17回柏市農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は農業委員16名中14名、推進委員15名中15名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

議長 それでは、日程1、議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 議長一任ということですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、指名をいたします。

坂巻洋行委員，豊田佐智子委員，よろしくお願ひいたします。

議長 次に，日程２，一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願ひます。

それでは，議案の審議に入ります。

今月の担当は，第１調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，成嶋委員長よろしくお願ひいたします。

成嶋委員長 農地第１調査会は，去る１２月２日，１２月３日，令和７年度第９回農地調査会を実施しました。

今回の調査事案である農地法第３条７件，第４条２件，第５条４件について，現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，令和７年８月に開催された第１３回総会の議案第１号から第４号の計２６件について，巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

それでは，日程３，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番につきましては、●●委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 1番について、ご報告します。

調査会資料は、3ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、自己所有地に近いため、また譲渡人は、経営規模縮小のため、所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆●●㎡で、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。

1番を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

議長 次の審議に入ります。

2番につきましては、●●委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 2番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 2番について、ご報告します。

調査会資料は、8ページからになります。

本件は、●●に所在の法人である譲受人が、経営規模拡大のため、また譲渡人は、譲受人の要望に応えるため、所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆、●●の田●●筆、●●の田●●筆合計●●㎡で、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので承認いたします。

2番を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

議長 次の審議に入ります。

3番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 3番について、ご報告します。

調査会資料は、18ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、自己所有地と一体に耕作するため、また譲渡人は、住居移転により管理できないため、所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆合計●●㎡で、●●等を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。
3番について何か質問はございませんか。はい、どうぞ。

山崎委員 通作時間はどのくらいでしょうか。

成嶋委員長 20分ぐらいだと思います。この近所で結構、耕作しています。

山崎委員 分かりました。

議長 その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声があったので、3番を承認いたします。
次の審議に入ります。
4番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 4番について、ご報告します。
調査会資料は、23ページからになります。
本件は、●●在住の譲受人が、経営規模拡大のため、また譲渡人は、
高齢のため、贈与に伴う許可申請です。
申請地は、●●の畑●●筆田●●筆、合計●●m²で、●●、●●、
●●を作付けする計画です。
譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。
現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準
に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては、
許可相当と判断しました。
なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作する
ように伝え、その意思を確認しています。
以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

4番について何か質問はございませんか。はい，どうぞ。

山崎委員 譲受人の方なんですけれども，農業機械は耕運機1台で，譲り受ける土地は●●ぐらいあると思うんですけど，耕運機で間に合うのでしょうか。

成嶋委員長 トラクターを持っています。面接の時に確認しています。

山崎委員 はい，分かりました。ありがとうございます。

議長 その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので，4番を承認いたします。次の審議に入ります。

5番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 5番について，ご報告します。

調査会資料は，28ページからになります。

本件は，●●に所在の法人である譲受人が，経営規模拡大のため，また譲渡人は，農業経営をしないため，所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は，●●の畑●●筆●●㎡で，●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については，資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し，農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ，適正であると認め，第1調査会としては，許可相当と判断しました。

なお，譲受人に対して，申請内容に基づき，責任を持って耕作するように伝え，その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

5番について何か質問はございませんか。はい、どうぞ。

山崎委員 これ●●を作るようになってますけど、直売所というのはどこになりますか。

成嶋委員長 まだ決定されてないそうです。これから選定するということです。

山崎委員 はい、分かりました。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、5番を承認いたします。次の審議に入ります。

6番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 6番について、ご報告します。

調査会資料は、37ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、経営規模拡大のため、また譲渡人は、高齢により経営規模縮小のため、所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆●●m²で、●●、●●等を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。調査結果の報告がございました。

6番について何か質問はございませんか。はい、どうぞ。

遠藤委員 この人農業やっているんですか。経営規模拡大と書いてありますが。

成嶋委員長 ●●の方の農業委員会で●●やっている旨の証明が出ています。

遠藤委員 これ●●でやるんですか。

成嶋委員長 住まいが●●ですね。

議長 よろしいですか。その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、6番を承認いたします。次の審議に入ります。

7番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 7番について、ご報告します。

調査会資料は、42ページからになります。

本件は、●●在住の譲受人が、自己所有地と一体的に管理できるため、また譲渡人は、農家ではなく、管理できないため、所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆●●㎡で、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦勞さまでした。調査結果の報告がございました。

7番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、7番を承認いたします。
議案第1号の3番から7番までを採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 1番について、ご報告します。

調査会資料は、47ページからになります。

本件は、貸資材置場及び貸車両置場のための転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆●●㎡です。

申請地周辺は、2種類以上の水管等が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に公共・公益的施設が2つ以上ある農地であることから、第3種農地と判断しました。

申請地に隣接する●●●●の土地を、●●を営む法人が資材置場として賃借しています。このたび、賃借人が事業拡大に伴い、隣地である申請地を資材及び作業車両として賃借したいと要望があったため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、資材置場及び車両置場として、コンテナ●●個、ユン

ボ●●台，砂利，砂，廃材，残土を置きます。地面は，現況地盤を整地し厚さ15cmの再生碎石で舗装します。既存の資材置場側を除く周囲に高さ2mの万能鋼板を設置します。

被害防除対策として，雨水は，自然浸透とします。周囲の畑及び土留めのない部分は高さ20cmのコンクリートブロック1段を設置し，土砂等の流出を防ぎます。工事中は，周囲に安全柵を設置し工事関係者以外の立入りを禁止します。

以上のとおり，現地調査並びに面接調査の結果を，農地転用関係事務指針に基づき審査したところ，農地の区分ごとの許可基準である立地基準，資力・信用等による転用の実現性，周辺農地への影響等について審査する一般基準については，適正であると認め，第1調査会としては，許可相当と判断しました。

なお，申請人に対し，許可された場合には，申請内容に基づき，責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。はい，どうぞ。

遠藤委員 これ，トラックが通れるような道路ですか。

成嶋委員長 はい，通れます。

議長 その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声があったので，1番を承認いたします。次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 2番について，ご報告します。

調査会資料は，52ページからになります。

本件は、農業用資材置場のための転用許可申請です。

申請地は、●●の田●●筆●●㎡です。

該当地は第1種農地となりますが、農業用施設の利用に供する場合の不許可の例外と判断いたしました。

譲受人は、独立に当たり、申請地を自分用の農機具等の資材置場として利用したく、また、面積、接道、他の農地へのアクセスが一番良いため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、農業用の資材置場として、トラクター●●台、ロータリー●●台、田植え機●●台、コンバイン●●台、軽トラック●●台、普通乗用車●●台、コンテナ●●台、草刈り機●●台、もみ殻、肥料、竹ぼうき等資材、その他農業用資材を置きます。盛土、切土は行わず、厚さ20cmの砂利敷とします。

被害防除対策として、雨水は自然浸透とします。隣地農地との境に板土留めを設置し、土砂の流出を防ぎます。工事中は、歩行者及び一般車両の通行の妨げにならないよう安全に配慮して行います。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、申請人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

2番について何か質問はございませんか。はい、どうぞ。

山崎委員 図面のところに板土留め施工図というのが載ってるのですが、それをどのラインで施工するのかがよく分かりません。

55ページだと下側に井溝という、水路みたいなものがあるのですが、どうなのでしょう。井溝のほうではなくて、●●さんとの境に造るということですか、この板土留めは。

寺島副委員長 56ページのところに板土留めで施工する場所について、横の方だけ記載されてるので、そこだけやる形になります。

山崎委員 分かりました。じゃ、井溝のほうは手をつけずに現行のままです。はい、分かりました。

議長 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声があったので、2番を承認いたします。議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 1番について、ご報告します。

調査会資料は、57ページからになります。

本件は、所有権の移転に伴う、車両待機駐車場への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆合計●●㎡です。

該当地は第1種農地となりますが、既存施設の拡張で拡張面積が既存面積の2分の1以内の場合の不許可の例外と判断いたしました。

譲受人は、●●で●●等の製造を営んでいる法人です。生産数の増加に伴い物流車両の待機場所の確保が課題となったため、工場の前面道路を挟んで隣接する●●●●他に車両待機場所を整備し運用を開始しましたが、出入りに支障があり周辺の交通状況に影響を及ぼす恐れがあることから、既存待機場所に隣接する申請地に待機場所を拡張するため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、車両待機場所として、既存施設と合わせて●●台の大型車両を待機可能とします。全面をアスファルト舗装とし、周囲は高さ1.5mのフェンスで囲みます。

被害防除対策として、雨水は、浸透貯留槽を設置して処理することで、雨水等の流出を防止します。工事責任者を配置し、工事中の安全対策を徹底します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。はい、どうぞ。

山崎委員 この待機所、入り口が2つあるということですか。

成嶋委員長 2カ所です。

議長 その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、1番を承認いたします。
次の審議に入ります。

2番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 2番について、ご報告します。

調査会資料は、62ページからになります。

本件は、所有権の移転に伴う、駐車場及び車両置場への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆●●㎡です。

申請地周辺は、甲種・1種・3種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、●●等を行っている法人です。社員寮として、既存の土地と建物を購入予定で、申請地である隣地も併せて購入し、従業員駐車場及び業務用車両置場として使用したく、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、従業員用の駐車場として、普通車●●台、また業務用車両置場として、トラック●●台、小型重機●●台を置きます。ビニールハウスを撤去し、整地した上で、15cmの砂利を敷きます。トラロープで車両置場を区切ります。

被害防除対策として、雨水等は、自然浸透とします。必要に応じて、地形や既存地盤の勾配を活用し、水が滞留しないように適切に管理します。隣接農地である●●●●に対しては、既設コンクリート塀により、砂利等の流出を防止します。工事中は、工事車両等が通行の妨げにならないよう注意して進めます。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。
2番について何か質問はございませんか。はい、どうぞ。

砂川委員 家への出入りはどうするのですか。

成嶋委員長 今の既存の出入口を利用します。

砂川委員 譲受人の方はこの家に住んでいるのですか。

成嶋委員長 いえ、違います。これ全部売り出しにかかっているんです。
農地のことが今回の申請内容です。

議長 よろしいですか。その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声があったので、2番を承認いたします。
次の審議に入ります。

3番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 3番について、ご報告します。

調査会資料は、67ページからになります。

本件は、賃借権の設定に伴う、車両置場への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆合計●●㎡です。

申請地周辺は、甲種・1種・3種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、●●を行っている法人です。●●に土地を借り、車両置場として販売用中古車のストックをしていたが、来年の2月から3月までに返却することとなり、新たな車両置場を探していたところ、申請地が車両を置けるだけの広さがあり、また交通の便も良かったため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、車両置場として、既存施設から乗用車●●台を移動さ

せておきます。外周道路との境には、既存のガードレールが設置されており、切れ間部分6mで出入口を設置します。出入口部分を厚さ10cmの新設コンクリート舗装で施工します。西側農地との境には、高さ20cmの築堤と、高さ150cmの丸木トラロープを新設します。東側平地部分は、高さ150cmの丸木トラロープを新設します。

被害防除対策として、雨水等は、自然浸透とします。新設の築堤及びトラロープにより、土砂流等の被害を防止します。工事中は、誘導員を配置し安全に配慮して工事します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

3番について何か質問はございませんか。はい、どうぞ。

鈴木委員 71ページの左側に「BハイフンBダッシュ断面図」というものがあって、一番左側の境界の外側に水路があるんですけど、この水路というのは公有地ですか。

成嶋委員長 水路のことですか。

鈴木委員 ええ。

成嶋委員長 用悪水路のことですよね。

鈴木委員 はい。そこに敷地の排水を落とすということですか。

成嶋委員長 いえ、違います。これは元々既存の用悪水路で、そこは

そのまま残します。自然浸透ということです。

議長 よろしいですか。

鈴木委員 はい。

議長 その他ございませんか。はい，どうぞ。

砂川委員 これ駐車場だと思うのですが，一杯になってしまったら，ガードマンか交通誘導員か何かつけて対応するのでしょうか。

成嶋委員長 これは中古車置場なので，置いてある車をどんどん片付けて対応することになります。車両置場ですから。

砂川委員 はい，どうもありがとうございます。

議長 その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので，3番を承認いたします。次の審議に入ります。

4番について調査結果の報告を成嶋委員長お願いいたします。

成嶋委員長 4番について，ご報告します。

調査会資料は，72ページからになります。

本件は，所有権の移転に伴う，資材置場及び車両置場への転用許可申請です。

申請地は，●●の畑●●筆●●㎡です。

申請地周辺は，市街化区域に近接し，10ha未満の区域の農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は，●●を行っている法人です。●●●●の雑種地●●㎡を借りて，車両置場として使用していますが，土地を返すことになった

ため、新たな車両置場を探していたところ、申請地が既存施設に近く、事業拡大も予定しているため、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、資材置場として、鉄パイプを各種●●本、足場板●●枚、車両置場として、各種トラック●●台、軽トラック●●台、ユンボ●●台、社員の通勤用乗用車●●台を置きます。北側に6mの出入り口を設け、出入り口部分は、厚さ10cmのコンクリートで舗装し、チェーン南京錠で施錠します。それ以外の部分は、高さ2mの新設の万能塀で囲みます。

被害防除対策として、雨水等は、自然浸透とします。外周を高さ2mの新設万能塀で囲い、土砂流等の流出を防止します。工事中は、誘導員を配置し安全に配慮して工事します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第1調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

4番について何か質問はございませんか。はい、どうぞ。

大宮委員 75ページの公図ですと、柏市の「畑」と書いてある部分がありますが、そこが道なのでしょうか。

成嶋委員長 「畑」と書いてある部分とは別に、前面に、大体6mぐらいの道があります。

議長 その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

なお、以上の計画要請の内容は、従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしております。

村越職務代理者 ご苦労さまでした。議案の説明がございました。

議案第4号その1について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

村越職務代理者 「なし」という声がございましたので承認いたします。

議案第4号その1を採決いたします。

本案を原案のとおりとして、意見なしとする農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

村越職務代理者 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●の除斥を解除いたします。

ここで議長を交代いたします。

(村越職務代理者が自席に移動)

(●●が着席)

議長 次の審議に入ります。

議案第4号その2につきましては、●●委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 それでは、審議に入ります。

議案第4号その2について議案説明を農政課に求めます。農政課お

(●●委員が退席)

議長 それでは、議案第4号その3の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。これから説明する計画番号全てが農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。

計画番号第3番から4番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の田●●筆、●●の畑●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

なお、以上の計画要請の内容は、従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしております。

議長 ご苦勞さまでした。議案の説明がございました。

議案第4号その3について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので承認いたします。

議案第4号その3を採決いたします。

本案を原案のとおりとして、意見なしとする農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

議長 次の審議に入ります。

議案第4号その4につきましては、●●委員が農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 それでは、議案第4号その4の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。これから説明する計画番号全てが農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。

計画番号第5番から10番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の田●●筆、●●の田●●筆、●●の田●●筆、●●の●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

なお、以上の計画要請の内容は、従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしております。

議長 ご苦労さまでした。議案の説明がございました。

議案第4号その4について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので承認いたします。

議案第4号その4を採決いたします。

本案を原案のとおりとして、意見なしとする農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除いたします。

(●●委員が着席)

議長 次の審議に入ります。

議案第4号その5の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。これから説明する計画番号全てが農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。

計画番号第11番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の畑●●筆、面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

計画番号第12番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の田●●筆、●●の畑●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

計画番号第13番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の田●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は9年8カ月です。

なお、以上の計画要請の内容は、従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしております。

議長 ご苦労さまでした。議案の説明がございました。

議案第4号その5について何か質問やご意見はございませんか。はい、どうぞ。

成嶋委員長 ●●さんの借受期間が9年8カ月、半端な数字というのはどういうふうに出したんですか。

農政課 その件に関しましては、最終の認定満了日を9月30日に設

定しているため、分かりやすく設定しているため、認可から考えると9年8カ月ということで、こちらの半端な数字になっております。

議長 その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので承認します。

議案第4号その5を採決いたします。

本案を原案のとおりとして、意見なしとする農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは議案第4号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。ご苦労さまでした。

(農政課職員退席)

議長 それでは、次の議案に入ります。

議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番及び2番は関連していますので、1番及び2番について調査結果の報告を一括して事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が報告事項説明)

議長 調査結果の報告がございました。

1 番及び 2 番について何か質問はございませんか。はい、どうぞ。

山崎委員 相続人の 2 人なのですが、農業経験はあり、他にも農業をやっているかたがいるのでしょうか。

事務局 そうなります。

山崎委員 分かりました。

議長 その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声があったので、1 番及び 2 番を承認いたします。

議案第 5 号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議案審議は終了いたしました。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が報告事項説明)

議長 いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思えます。

今後の予定を申し上げます。

1 2月24日，25日が調査会で，24日は午前9時から，25日は午後1時からです。場所は，両日共に，分室3の第1会議室で行う予定です。担当は，農地第2調査会です。

令和8年1月9日午後2時からが総会で，場所は，分室3の第4会議室です。

これをもちまして，第17回柏市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議ありがとうございました。

(午後3時30閉会)